

殺人天国

千葉大法医学教授が
実名告発

ジャーナリスト 柳原三佳

「変死体の96%が解剖されていない！」

「千葉県では年間六千体以上

の変死体が発見されていますが、法医学の専門医師は県内に私を含め二名だけです。これでは一年間の司法解剖数は百八十体が精一杯。しかし、それ以外の死

体は本当に何の疑いもなかつたと言い切れるのでしょうか。この状況から見て、日本では殺人などの凶悪犯罪や事故が構造的に見落されている可能性が大だとといえるでしょう」

そう指摘するのは、千葉

死因が不明の死体は解剖されるのが常識。ところが、変死体のほとんどは司法解剖されることなく火葬されてしまっている、と法医学の専門家が告発した。このままでは殺人事件が闇に葬りてしまつ可能性だつてあるのだ。

警察、法務行政のお粗末ぶりを実名で問う！

大学大学院法医学教室の岩瀬博太郎教授（36）。東大

で法医学を専攻し、昨年、千葉大学教授に就任。現在は、「解剖における画像検査の導入に関する研究」に取り組んでいる。

昨年、警察が取り扱った変死体は約十三万四千体。十年前と比べ約五万体も増加している。だがこのうち司法解剖が行なわれた遺体

はわずか五千四百体（四パーセント）。大半の遺体は法医学専門家の目に触れる前

に火葬されているのだ。

日本では、死因のわから

ない変死体が発見された場合、その死が犯罪に起因するものであるかどうかを判断するため、「検視」が行なわれる。「検視」は、一

般には、検察官の代行で警察官がおこなっており、五官（視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚）の作用により、死体の状況を見分する。

警察官は医師に立会いを求める、死因や死亡時刻、異常の有無などについて意見を求める、犯罪性がない場合は「死体検案書」の作成を依頼。犯罪性が疑われる場合や死因に不明点が残る場合は、状況に応じて、司法解剖

か行政解剖が行なわれる。

しかし岩瀬教授は、この

「五官」に頼った「検視」の危険性について語る。

「本来、死体の検案では、医師は専門家としてきちんと意見を警察に述べるべきなのですが、實際は警察にとつての手続き上、都合のいいように検案書を書かされている。腹を蹴られ

て死んだ場合でも、腹部に外傷を残さない場合があります。頭蓋内出血なども本来はCTを撮るか、解剖しなければ判断できないので

すが、現場で立ち会う医師は、なんの検査手段も、検査費用も与えられずに検案させられているのです」

外表に目立った傷のない

ことになる。

岩瀬教授自身も過去に他県で内科医として検案した時、同様の体験をしたことがある

と書くと、警察から電話がかかってきて、「これでは困る」と言われてしまう。結局、もっとも問題のない『心筋梗塞』と書かざるを得ない。多くの医師が、きちんととした医学的検査もできずに、面倒な警察処理を要さない方向へ誘導され、検案書を書かれて

いるのが実情だと思います」

事実、検視結果に納得で

きず、苦しみ続けている遺

予算が少ないため、体重計は昭和40年代のものを使用。写真は岩瀬教授

